

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第825号

2016年(平成28年)10月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立保育所の運営管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
(答申)

2016年(平成28年)9月23日付けで諮問(第825号)された市立保育所の運営管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、保育園において園児の安全確保と犯罪の未然防止のため、平成18年度から3カ年で公立保育園16園に防犯カメラを設置しており、藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条本人以外のものからの収集の制限及び第18条コンピュータ処理の制限については、既に2006年7月13日付答申第195号により個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

また、2009年1月に藤沢保育園駐車場で発生した車上荒らしを契機に、保育園敷地内で発生した殺人、傷害、暴行、誘拐、窃盗、器物損壊及び放火の捜査に関して、司法警察職員等より刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を依頼された場合は、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、目的外提供をすることができるこ

とを規定した「藤沢市立保育所の防犯カメラ画像データについて、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)について、2009年3月12日付答申第382号により個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

本年9月6日午後4時から午後6時の間に、本市藤沢地区内において、強制わいせつ事件が発生し、その捜査を行う神奈川県藤沢警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書(以下「捜査関係事項照会書」という。)により、防犯カメラの画像の提供を求められた。しかしながら本件は、ガイドラインにより目的外提供することができる事例に該当しないため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラ画像データを目的外提供をすることについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 防犯カメラ画像を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

藤沢保育園南側出入口に設置された防犯カメラで、2016年9月6日午後4時から午後6までの間に記録された画像

イ 引き渡し方法

ハードディスクに記録された画像をビデオテープ(VHS)にダビングして引き渡し

ウ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

エ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

オ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 本件の捜査関係事項照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、官庁・公共団体等がその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は強制わいせつ事件に関するものであり、再発の防止等迅速な対応が必要であるため、目的外提供を行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件は、藤沢保育園の近隣で発生しているものだが、このまま解決しないと引き続き事件が発生するおそれがある。

また、近隣には対象の歩道を撮影している防犯カメラが他にはないため、本件の解決には藤沢保育園に設置された防犯カメラの画像データの提供が大きな意味を持つものと考えられる。

さらに本件は保育園の近隣で発生したものであり，早期の事件解決は，より良い保育環境と安全確保を図るといふ本市の利益と合致すると考えられる。これらのことから，捜査関係事項照会書による目的外提供に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報には防犯カメラ画像データであり，当該画像データには保育園関係者及び園児とその保護者の他，不特定多数のものゝ画像が記録されている。当該画像データで確認できる個人を全て特定することは困難であり，目的を達成する上で著しい支障があり，また，本人の特定ができた場合でも捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り本人への通知は省略する。ただし，保育園関係者及び園児とその保護者については，事前に周知を行うこととする。

(4) 実施時期

2016年10月14日実施予定

(5) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書

イ 藤沢市立保育所防犯カメラ運用基準

ウ 公立保育園の防犯カメラによる画像データについて，捜査関係機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおりゝ判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は，正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり，本年9月6日午後4時から午後6時の間に，本市藤沢地区内において発生した強制わいせつ事件に関するものである。

また，実施機関では，近隣には対象の歩道を撮影している防犯カメラが他にはないため，本件の解決には藤沢保育園に設置された防犯カメラの画像データの提供が大きな意味を持つものと考えられる。さらに本件は保育園の近隣で発生したものであり，早期の事件解決は，より良い保育環境と安全確保を図るといふ本市の利益と合致すると考えられる。これらのことから，捜査関係事項照会書による目的外提供に応じる必要があるものと判断する，とのことである

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。ただし，捜査機関に提供する際は，実施機関の管理下でビデオテープを閲覧させ，提供する部分は必要最小限とすること，また，藤沢市立保育園の防犯カメラによる画像データについて，捜査関係機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取

扱いに関するガイドライン7 目的外提供の記録と保存に(5) 本人通知の有無, (6) 本人通知省略の根拠を追記すること。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外に提供する場合, 当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

実施機関の説明によると, 目的外に提供する個人情報は防犯カメラ画像データであり, 当該画像データには保育園関係者及び園児とその保護者の他, 不特定多数のもの画像が記録されている。当該画像データで確認できる個人を全て特定することは困難であり, 目的を達成する上で著しい支障があり, また, 本人の特定ができた場合でも捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り本人への通知は省略する。ただし, 保育園関係者及び園児とその保護者については, 事前に周知を行うこととする, としている。

以上のことから判断すると, 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上